

# 証拠説明書

平成30年10月22日

特許庁審判長 殿

## 1 審判事件の表示

商標登録第147269号無効審判事件

## 2 請求人

住所 ●●●●  
名称 ●●●●  
代表者 ●●●●

## 3 代理人

住所 東京都千代田区永田町二丁目17番17号  
日野法律特許事務所  
電話番号 03-5510-7373  
氏名 弁護士 日野 修男

## 4 証拠の説明

証拠番号	標目	原/写	作成日	作成者	立証趣旨
甲第32号証	知的財産高等裁判所平成23年(行ケ)第10400号判決	写し	平成24年6月27日	知的財産高等裁判所	知財高裁は「T a r z a n」の商標登録は、公正な取引秩序を乱し公序良俗を害する行為と判断したこと
甲第33号証	大阪高等裁判所平成16年(ネ)第1797号判決	写し	平成17年2月15日	大阪高等裁判所	ローズ・オニールがキューピー人形を創作したこと
甲第34号証	知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10139号判決	写し	平成20年12月17日	知的財産高等裁判所	同上

甲第35号証	中島董一郎譜	写し	昭和50年5月1日	株式会社中島董商店内董友会	出願人中島董一郎はキューピー人形が米国で大人気を博したとき米国に在住し、そのことを知り得たこと
甲第36号証	米国特許商標庁の商標電子検索システム（TESS）検索結果（訳文添付）	写し	2018年10月14日	米国特許商標庁	被請求人は米国において多数のキューピー関連商標を出願し、登録したこと
甲第37号証	米国特許商標庁の商標審判及び上訴検索システム検索結果（訳文添付）	写し	2018年10月14日	米国特許商標庁	被請求人は米国においてキューピー関連商標の権利を行使したこと
甲第38号証	世界知的所有権機関国際商標データベース検索結果	写し	2018年10月15日	世界知的所有権機関	被請求人は全世界において多数のキューピー関連商標を出願し、登録したこと
甲第39号証	第2回悪意の商標出願セミナーと題するウェブページ( <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_faith_seminar2.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_faith_seminar2.htm</a> )	写し	2017年4月20日	特許庁審査業務部商標課	2014年5月13日、特許庁は第136回国際商標協会（INTA）年次総会の場において「第2回悪意の商標出願セミナー」を開催し、悪意の出願に対する特許庁の取り組みの資料を配付したこと
甲第40号証	我が国における悪意の商標出願への対応（表紙から9頁）	写し	2014年5月13日	特許庁審査業務部商標課商標審査企画官森山啓	特許庁が「第2回悪意の商標出願セミナー」にて配布した資料には、我が国は不正の目的の商標を排除する取り組みを行っているとの記載があること

甲第41号証	商標法講話	写し	大正11年7月8日発行	三宅発士郎	旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞」は、商品に関係なくとも非常に著名な商標を他人が別種の商品に使用するときは該当すること
甲第42号証	知的財産高等裁判所平成17年(行ケ)第10349号判決	写し	平成18年9月20日	知的財産高等裁判所	赤毛のアン原題の商標は国際信義に違反し、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すること